

様式第2号（第14条関係）

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市地域公共交通計画（素案）」について、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名 称 佐伯市地域公共交通計画（素案）
- 2 意見募集期間 令和5年9月20日（水曜日）から令和5年10月19日（木曜日）まで
- 3 意見提出件数 1件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

【意見】

① 通院、買物客のコミュニティバスの環状線運行

大手前を起点として大手前～市役所～中央病院～南海病院～鶴城第二グラウンド～豊南高校～長門記念病院～西田病院～大手前（逆回りもあり8時～14時）の運行、買物客も大手前～コスモタウン～女島～蛇崎～大手前（14時～17時）で運行してはどうか。

② 法改正に伴うPPPの締結により、貨客混載による運行数増を図る。

PPPの締結による公共交通事業者及び宅配業者等の協力を得て、現在の便数不足、燃料高騰、再配達ロス、高齢者の免許返納等課題解決を図れないか。

まず地区を選定し、特区を決め、佐伯全区に広げていく。

③ タクシー観光対応女性運転手の採用

タクシーの運転士不足の解消、観光客の対応策、また女性参画の対策として、女性タクシードライバー兼ガイドを募集してはどうか。（京都市のモデルを引用）。

【実施機関の考え方】

本計画は、本市の公共交通に係る現状と今後の課題を整理するとともに、市の実態にあった持続可能な地域公共交通のあり方を示した上で、今後5年間の公共交通のマスタープランとして位置づけ、佐伯市地域の旅客運送サービスの持続可能性を高めるために策定しています。

御意見をいただきました3点につきましては、計画書の変更は行わず、第7章の今後推進する実施事業の中で検討を行ってまいります。

①につきましては、7章の7-1、利用ニーズを踏まえたコミュニティ交通の運行内容の再編事業の中で検討をしてまいります

②につきましては、7章の7-4、輸送資源の統合に向けた検討の中で、検討してまいります。

③につきましては7章の7-4、公共交通の持続的な運行（運航）に向けた人材確保支援の中で検討をしてまいります。

- 6 意見に基づいて修正した内容等
なし

- 7 問い合わせ先
佐伯市役所地域振興部地域振興課（本庁舎2階）
直通電話：22-3005
Eメール：shinko@city.saiki.lg.jp